

議案第30号

西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年3月6日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

西海市奨学資金貸付基金条例（平成28年西海市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「西海市奨学資金」を「西海市あらかぶ奨学金」に改める。

第1条中「定住」の次に「及び市内事業所等の人材確保」を加え、「西海市奨学資金」を「西海市あらかぶ奨学金」に改める。

第2条に次の1号を加える。

（4） 市内事業所等 西海市内に本店、支店、営業所、出張所その他の事業所を有する法人その他の団体又は西海市内で事業活動を行う個人をいう。

第3条中「一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 一般会計歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

（2） この基金に積み立てるものとして指定された寄附金の額

第11条第2項中「8名」を「9名」に改め、同項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 市農林水産担当職員
- (4) 市交通対策担当職員
- (5) 市立中学校の校長

第11条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 教育委員会事務局職員

第18条第1項中「次の各号のいずれにも該当するときは、貸付けた」を「次の各号のうち第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号のいずれにも該当（第2号に該当し、返還の開始と同時に免除の適用を受ける場合は第4号のみに該当）するときは、貸し付けた」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2号に該当して免除を受ける場合の免除の上限は、貸し付けた奨学金の7割とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

第18条第1項第1号中「市内」を「西海市」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 西海市に住民登録し、かつ、市内事業所等に就労していること。

第18条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により免除の決定を取り消された場合において、再度第1項に規定する要件を満たすこととなった場合でも、同項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 奨学金の貸付けの申請その他この条例の施行のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に、この条例による改正前の西海市奨学資金貸付基金条例の規定により貸付けの決定を受けた奨学金については、この条例による改正後の西海市あらかぶ奨学資金貸付基金条例（以下「新条例」という。）の規定により貸付けの決定を受けた奨学金とみなし、この条例の施行日以後に

返還することとなる奨学金の免除について、新条例第18条の規定を適用する。

新旧対照表

西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

新	旧
<p data-bbox="230 317 741 352"><u>西海市あらかぶ奨学資金貸付基金条例</u></p> <p data-bbox="864 365 1120 448">平成28年12月22日 西海市条例第42号</p> <p data-bbox="219 509 309 544">(設置)</p> <p data-bbox="165 557 1120 879">第1条 この条例は、学業又はスポーツ若しくは文化活動に優れ修学の希望があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難なものに対し、学資の貸付けを行うことにより教育の機会均等を図り、<u>広く人材を育成するとともに本市への定住及び市内事業所等の人材確保を促進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、西海市あらかぶ奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="219 895 309 930">(定義)</p> <p data-bbox="165 943 371 978">第2条 (略)</p> <p data-bbox="219 991 533 1026">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="219 1038 1120 1169"><u>(4) 市内事業所等 西海市内に本店、支店、営業所、出張所その他の事業所を有する法人その他の団体又は西海市内で事業活動を行う個人をいう。</u></p> <p data-bbox="219 1182 342 1217">(積立て)</p> <p data-bbox="165 1230 1010 1265">第3条 基金として積み立てる額は、<u>次に掲げる額とする。</u></p> <p data-bbox="219 1326 1120 1409"><u>(1) 一般会計歳出予算（以下「予算」という。）で定める額</u></p> <p data-bbox="219 1422 1061 1457"><u>(2) 基金に積み立てるものとして指定された寄附金の額</u></p>	<p data-bbox="1214 317 1635 352"><u>西海市奨学資金貸付基金条例</u></p> <p data-bbox="1850 365 2105 448">平成28年12月22日 西海市条例第42号</p> <p data-bbox="1202 509 1292 544">(設置)</p> <p data-bbox="1149 557 2105 879">第1条 この条例は、学業又はスポーツ若しくは文化活動に優れ修学の希望があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難なものに対し、学資の貸付けを行うことにより教育の機会均等を図り、<u>広く人材を育成するとともに本市への定住を促進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、西海市奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="1202 895 1292 930">(定義)</p> <p data-bbox="1149 943 1355 978">第2条 (略)</p> <p data-bbox="1167 991 1480 1026">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1202 1182 1326 1217">(積立て)</p> <p data-bbox="1149 1230 2105 1313">第3条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。</u></p>

新	旧
<p>第4条～第10条(略) (奨学生選考委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 委員会の委員(以下「委員」という。)は<u>9名以内</u>とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>市農林水産担当職員</u></p> <p>(4) <u>市交通対策担当職員</u></p> <p>(5) <u>市立中学校の校長</u></p> <p>(6) <u>教育委員会事務局職員</u></p> <p>(7) <u>その他市長が特に必要と認めた者</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第12条～第17条(略)</p> <p>第18条 市長は、奨学生であった者が<u>次の各号のうち第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号のいずれにも該当(第2号に該当し、返還の開始と同時に免除の適用を受ける場合は第4号のみに該当)するときは、貸し付けた奨学金に係る返還未済額のうち、毎月の返還額の全部又は一部の返還を免除することができる。ただし、第2号に該当して免除を受ける場合の免除の上限は、貸し付けた奨学金の7割とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</u></p> <p>(1) 最終学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学金の返還が完了する日までの間に、5年以上継続して<u>西海市</u>に住民登録していること。</p> <p>(2) <u>西海市</u>に住民登録し、かつ、市内事業所等に就労していること。</p> <p>(3) <u>遅滞なく奨学金の返還をしていること。</u></p>	<p>第4条～第10条(略) (奨学生選考委員会)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 委員会の委員(以下「委員」という。)は<u>8名以内</u>とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>農水産担当職員</u></p> <p>(4) <u>教育委員会事務局職員</u></p> <p>(5) <u>学校長</u></p> <p>(6) <u>その他市長が特に必要と認めた者</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第12条～第17条(略)</p> <p>第18条 市長は、奨学生であった者が<u>次の各号のいずれにも該当するときは、貸付けた奨学金に係る返還未済額のうち、毎月の返還額の全部又は一部の返還を免除することができる。</u></p> <p>(1) 最終学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学金の返還が完了する日までの間に、5年以上継続して<u>市内</u>に住民登録していること。</p> <p>(2) <u>遅滞なく奨学金の返還をしていること。</u></p>

新	旧
<p><u>(4)</u> 市税を滞納していないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定により免除の決定を取り消された場合において、再度第1項に規定する要件を満たすこととなった場合でも、同項の規定は、適用しない。</u></p> <p>第19条 (略)</p>	<p><u>(3)</u> 市税を滞納していないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>第19条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 奨学金の貸付けの申請その他この条例の施行のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に、この条例による改正前の西海市奨学資金貸付基金条例の規定により貸付けの決定を受けた奨学金については、この条例による改正後の西海市あらかぶ奨学金貸付基金条例（以下「新条例」という。）の規定により貸付けの決定を受けた奨学金とみなし、この条例の施行日以後に返還することとなる奨学金の免除について、新条例第18条の規定を適用する。